

平成 29 年度

第 13 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 3 月 5 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 30 年 3 月 30 日公告) の決定及び  
農用地利用配分計画原案の承認について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

その他

報告事項 平成 29 年分庄原市農地賃借料の情報

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

伊藤（忠）推進委員、山本推進委員、佐々木推進委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	長谷川和也	○	
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	石田 泰清		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成29年度第13回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は欠席の届出をうけておりません。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は24名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。23番松長委員さんと24番名越委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。なお、受付番号50番、55番については、取下げとなり、54番については、現地に雪が多く現地確認ができていないため、次回総会での審議とします。受付番号51番から53番の3件について事務局からの説明を求めます。

事務局員（本庁）  
（議案説明資料にて、説明 以下 略）

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第3条の規定による許可申請について」  
受付番号51から53までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

（なしとの声）

議長：それでは、受付番号51から53番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。  
事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：説明 以下 概略）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成30年2月期の申出分については、別紙「議案2 農用地利用集積計画（平成30年3月15日・3月30日公告）の決定について」のとおりです。

（内訳を読みあげる。以下略）

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長：ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

※当事者となる委員は退席される。

議長：無いようですので、採決に移ります。  
「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第2号の「農用地利用配分計画原案の承認について」を上程します。  
事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：説明 ）

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。  
受付番号24について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号24

位 置 等：説明資料の3ページと4ページに記載

転用事由：駐車場

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要

議 長：以上で説明が終わりました。それでは本日、伊藤推進委員にお越しいただいておりますのでご意見を伺います。

伊藤推進委員：特にありません。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

受付番号24番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。  
受付番号41から43について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号41

位 置 等：説明資料の3ページと5ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他 法 令：計画認定申請済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要

受付番号 42

位置等：説明資料の 3 ページと 6 ページに記載  
転用事由：太陽光発電設備  
資金計画：全額自己資金  
他法令：計画認定済  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外不要

受付番号 43

位置等：説明資料の 7 ページと 8 ページに記載  
転用事由：太陽光発電設備  
資金計画：全額自己資金  
他法令：計画認定申請済  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外不要

議長：41 番、42 番について伊藤推進委員にご意見を伺います。

伊藤推進委員：特にありません。

議長：43 番について山本推進委員にご意見を伺います。

山本推進委員：特にありません。

議長：ここで質疑・意見を受け付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようなので採決を行います。

「非農地証明申請について」受付番号 41 から 43 までを一括採決したいと思いますがお異議ございますでしょうか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号 41 から 43 番について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：つづきまして議案第 4 「非農地証明申請について」を上程します。

なお、受付番号 43 については、現地調査の結果取下げとなりました。また、受付番号 49 番については、積雪が多いため現地確認ができず保留となります。

受付番号 44 から 48 の 5 件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概要)

※受付番号 46 番 西城町入江山崎 98 番 1 191 平方メートルは取下げである旨を説明

受付番号 44

位置等：説明資料の 3 ページと 9 ページに記載

潰廃事由：元々山であったところを戦後の共同畑造成、昭和 54 年頃には荒廃していたが地籍調査で地目が畑となった経過がある。現在、桜の木等が植えられた雑種地となっている。

現地確認：現地は農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 45

位置等：説明資料の 10 ページと 11 ページに記載

潰廃事由：4 筆は平成 7 年頃から耕作をやめ、現在は雑木などが繁茂し、1 筆は昭和 59 年頃に私道として開設しその後市道編入を受け道路敷となっている。

現地確認：現地は草木が繁茂し、また、道路敷であり農地として利用・復旧することが困難と現地確認

受付番号 46

位置等：説明資料の 10 ページと 12、13 ページに記載

潰廃事由：申請地 1 の 1 筆は平成 2 年頃から駐車場とされ、申請地 2 については、4 筆は平成 12 年頃から耕作をやめ、現在は雑木などが繁茂し、2 筆は昭和 59 年頃に私道として開設し、その後市道編入を受け道路敷となっている。

現地確認：現地は草木が繁茂し、また、道路敷であり農地として利用・復旧することが困難と現地確認

受付番号 47

位置等：説明資料の 7 ページと 14 ページに記載

潰廃事由：耕作不便であり長年耕作していなかったため原野、山林となってしまった。

現地確認：現地は草木が繁茂し農地として利用・復旧が困難と現地確認

受付番号 48

位置等：説明資料の 15 ページと 16 ページに記載

潰廃事由：昭和 26 年頃申請者の父が制度をよく知らず家を建てた。今回相続の整理により判明した。

現地確認：現地は家があり農地として復旧することが困難と現地確認

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

三吉委員：議案と資料の訂正が多すぎるので注意してほしい。

事務局：今後注意します。

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようなので採決を行います。

「非農地証明申請について」受付番号 44 から 48 までを一括採決したいと思いますがお異議ございますでしょうか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号 44 から 48 番について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求

めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

伊藤推進委員：議長、農業委員の意見をお聞かせいただきたいことがあります。

議 長：伊藤委員どうぞ

伊藤推進委員：今回、非農地の取下げとなった農地については、圃場整備が行われた第1種農地でありました。

これまで、1種農地については非農地処理をしていなかったと思うので、現地確認時に事務局に尋ねると、証明ガイドラインなどの記載も若干書きぶりがかわり、現地の条件や状況によりで1種農地についても非農地判断ができる事とされているようなので、そのあたりについて、本農業委員会でも議論いただき、その方針について定めていただきたく思い意見します。

議 長：私も今年は、旧庄原区域もパトロールをいっしょに回らせてもらい、旧庄原市の状況は、本当に山奥の隅々まで圃場整備が行き届いている状況でございました。

なかなか耕作をしてくださる方もいない中で、水がこない、日照条件が悪い、機械が入らないなどの条件により仕方なく非農地にしてもよいということがありますが、それは一つ一つの農地について個々に判断することとなると思いますので、担当委員は現地の把握に努めてください。

議 長：その他ありませんか。

議 長：ないようなので会長報告をさせていただきます。

会 長：2月5日に再生協議会へ参加、16日県農業会議出席、26日庄原実業高校研究会、27日大崎上島へ女性農業委員要請活動の3月1日農業委員会研修会この内容については、森兼委員が出席しておりますので報告いただきます。

(森兼委員より報告)

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時42分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成30年3月5日

議 長  
(道下和子) \_\_\_\_\_

23 番委員  
(松長 百合子) \_\_\_\_\_

24 番委員  
(名越 光紀) \_\_\_\_\_